



## 衛生委員会報告

### ★転倒災害について

#### ●「転倒」による労働災害が多発しています。

転ぶだけで労働災害だなんて大げさだと思われるかもしれませんが、実は職場で転倒し休業（4日以上）となってしまう「転倒災害」が多発しており、労働災害（休業4日以上死傷災害）全体の2割を占め、深刻な問題となっています。

また、人口動態調査によれば、職業生活を含めた一般生活の中でも、転倒・転落で亡くなる方は交通事故で亡くなる方より多く、転倒の防止は今や国民的課題となっています。

#### ●転倒災害の典型的なパターンは、「滑り」、「つまずき」、「踏み外し」の3つで、いずれもちょっとした原因が大きな災害につながっています。

##### ◆滑り

- ・床が滑りやすい素材である、あるいは凍結している
- ・床に水や油が飛散している
- ・ビニールや紙など、滑りやすい異物が床に落ちている

##### ◆つまずき

- ・床の凹凸や段差
- ・床に放置された荷物や商品など

##### ◆踏み外し

- ・大きな荷物を抱えるなど、足元が見えない状態での作業

そして、加齢により身体強度や運動機能が低下するため、転倒しやすく、僅かなつまずきであっても被災の重篤度が高まる傾向があります。

自分の身体的能力を過信しないことが重要です。

### ★転倒を予防するには

#### ●転倒を防止するには大きく分けて3つのポイントがあります。「作業場所の整理・整頓・清掃・清潔」、「転倒しにくい作業方法」、「毎日の運動など」です。これらをクリアするだけで転倒するリスクはかなり低くすることが出来ます。

##### ◆作業場所の整理・整頓・清掃・清潔

- ・歩行場所に物を放置しない
- ・導線の邪魔になるものは片付ける
- ・床面の汚れ（水、油、粉等）を取り除く
- ・床面の凹凸、段差等の解消

##### ◆転倒しにくい作業方法

- ・時間に余裕を持って行動する
- ・滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行する
- ・足元が見えにくい状態で作業しない
- ・作業に適した服装や靴の着用

##### ◆毎日の運動など

- ・体操による準備運動や筋力維持・アップ
- ・職場内の危険情報の共有

## ★労災とは

●労災とは、労働災害の略で、労働者が労務に従事したことによって被った負傷、疾病、死亡などのことを言います。

職場で作業中に怪我をしたり、高所作業中に転落して死亡したりすることはもちろんですが、「過労死」など職場における過重負荷による脳・心臓疾患の場合や、「過労自殺」またはセクハラ・パワハラなど心理的負荷による精神障害が、労働災害と判断される場合もあります。

●労災には、業務労災と通勤労災があります。

◆業務災害…業務上の負傷、疾病、障害または死亡をいいます。「業務上」といえるかについては、会社の支配ないし管理下にあるなかで（業務遂行性）、労働者が労働契約に基づき事業主の支配下にあることに伴う危険が現実化したものと経験則上認められること（業務起因性）がポイントとなります。

◆通勤災害…通勤による負傷、疾病、障害または死亡をいいます。通勤災害と認められるためには、「通勤」中といえるかがポイントとなります。通勤途中にどこかに立ち寄った場合や生活の本拠が他にもある場合なども通勤災害と認められるかどうかについては、個別具体的な事情によります。

●労災と認められれば、以下のような補償を受けることができます。

◆療養補償給付…診察、薬剤・治療材料の支給、処置・手術その他の治療、居宅における看護、病院等への入院・看護などの療養の給付が受けられます。

◆休業補償給付…療養中の休業 4 日目から給付基礎日額の 80%が支給されます。

◆障害補償給付…後遺障害が残った場合、一定額の年金または一時金が支給されます。

◆遺族補償給付…労災により労働者が死亡した場合、遺族には原則として遺族補償年金が支給されます。

## ★労災にあったら

●労災が発生した場合に被災労働者が行うことが考えられる手続きは、次の通りです。

◆労災保険の給付申請…労災保険の給付申請に関して詳しくは、厚生労働省 HP の労災保険給付申請手続きをご参照ください。

◆民事手続…労災保険による給付では不十分な場合（特に、労災保険では慰謝料等については補償されません）、会社に対し民事訴訟を提起するなどして請求することが考えられます。

◆刑事手続…加害者が刑事責任を問われる可能性があります。被害者としては、告訴を行い、加害者の刑事手続の中で被害者参加することが可能な場合もあります。

## ★最後に

●転倒はいつでもどこでも起こり得るものですが、職場での転倒は注意喚起と環境整備でかなり起こりにくくすることが可能です。

転倒などの事故を起こりにくくすることで、労働災害を起こさないことに繋がっていきますので、みんなで協力して予防に努めましょう。

厚生労働省〈労災保険制度の概要、給付の請求手続等〉

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/rousai/gaiyou.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai/gaiyou.html)



作成者 草野裕子